

「美酒美県やまなし」テロワール確立事業業務委託

仕様書

1 業務の目的

日本ワインの発祥の地であり、日本のワイン文化を牽引してきた山梨県は、平成25年7月、国から全国で初めてワインの地理的表示（G I）「山梨」の指定を受けており、甲州ワインを中心に国際的な権威のあるワインコンクールでも数々の受賞を果たしている。

これに加え、令和3年4月、日本酒においてもG I「山梨」が指定された。生産基準では、富士山や南アルプスなどの名峰で育まれた本県自慢の豊かで良質な水に着目し、原料となる水の採取地を県内6水系に限定するなど、山梨ならではの地域特性にこだわった内容となっている。

G Iには高い生産基準が求められることから、同一県で2つの酒類での指定は、全国初の快挙といえる。

このような中、海外のワイン・日本酒の専門家に対し、県産ワイン・日本酒の産地特性（テロワール）に対する科学的・歴史的観点での深い理解を促すことで、海外の専門家から世界各国の酒類業界関係者等に向けて産地山梨の情報を発信してもらい、県産ワイン・日本酒のブランド力向上・輸出拡大を実現するため、県産ワイン・日本酒のテロワールを示すための地理学的調査や分析等の調査を実施することとする。

2 業務委託名称

「美酒美県やまなし」テロワール確立事業業務委託

3 履行期間

契約締結翌日から令和6年3月29日（金）まで

4 委託業務概要

I 県産ワイン

県産ワインの産地特性（テロワール）を示すため、県産ワインが造られた地質や気候等の調査を行うとともに、原料となるブドウ及びワインについて特性の分析を行い、対外的に深い理解を促すことができる資料を作成する。

II 県産日本酒

県産日本酒の産地特性（テロワール）を示すため、県産日本酒が造られた地質や水、

気候、酒造りの歴史や文化等の調査を行うとともに、対外的に深い理解を促すことができる資料を作成する。

5 委託業務

I 県産ワイン

(1) 産地特性等調査

①全体的事項

次の項目について、資料の収集及び調査等を実施すること。

- ・ 県産ワインの歴史について（歴史、主要産地や品種構成など）
- ・ 甲州、マスカット・ベリーAの歴史について（特徴やルーツ、ヴィニフェラ種との関係性など）
- ・ 甲州、マスカット・ベリーAの栽培方法、仕立て方法とその特性について
- ・ 山梨の産地特性について（土壌特性、降水量、気温など）
- ・ 主要産地毎の土壌特性による葡萄特性、その関連性について
- ・ 主要産地毎のワイン特性について（科学的見地より）
- ・ 総論（上記分析結果より見る主要産地のワイン特性）

②調査

- ・ 調査については、山梨県ワイン酒造組合（以下「ワイン組合」という。）及びワイン組合が指定する業者にて実施すること。
- ・ 対象地域の選定については、ワイン組合及び指定業者と調整のうえ、決定すること。
- ・ 産地及びワイン特性については、可視化できる内容とし、既存のデータを用いる場合は公的機関のもののみとし、その際活用した参考文献等を明示すること。

③調査報告書

- ・ 言語：日本語
- ・ 様式：紙媒体（カラー版）及びデータ（ワード、エクセル等）及びPDFデータで電子媒体（CD-R等）に納めて納品すること。
- ・ 部数：上記、紙媒体5部
- ・ その他：マスター・オブ・ワイン（※）等有識者の監修を受けること。

※マスター・オブ・ワイン

英国に拠点を置くマスター・オブ・ワイン協会が認定する、ワイン業界においてもっとも権威ある資格保有者

④その他、本業務の目的達成のために有効な業務

- ・ 本業務との連携により効果が見込める独自の提案があれば実施すること。

(2) 調査結果等をまとめたPR資料作成のための概要・骨格の作成

①全体的事項

- ・上記調査結果をもとに、県産ワインの産地特性について、地質や気候あるいはブドウやワインの特性を科学的な見地から特性を表すPR資料作成のための概要・骨格を作成すること。
- ・海外で情報発信力のある専門家を対象に、わかりやすく説明できるものとする。

②言語

- ・日本語及び英語

③その他、本業務の目的達成のために有効な業務

- ・本業務との連携により効果が見込める独自の提案があれば実施すること。

II 県産日本酒

(1) 産地特性等調査

①全体的事項

次の項目について、資料の収集及び調査等を実施すること。

- ・日本酒について（醸造方法や日本酒の歴史など）
- ・日本の酒蔵について（酒蔵数や立地など）
- ・県内の自然や気候、酒造りの歴史、風土と人々との関わり
- ・県内の各水系の水質特性（科学的見地より）
- ・県内の各水系の地質特性（科学的見地より）
- ・総論（上記分析結果より見る主要産地の日本酒特性）

②調査

- ・地理的表示（GI）「山梨」における山梨県内の特定の6水系すべてで水質・地質等調査を実施すること。
- ・調査対象地域の選定にあたっては、山梨県酒造協同組合（以下「酒造協同組合」という。）と調整のうえ選定し、水質・地質等調査を実施すること。
- ・水質・地質調査にあたっては、産地特性を可視化できる内容の調査とすること。

③調査報告書

- ・言語：日本語
- ・様式：紙媒体（カラー版）及びデータ（ワード、エクセル等）及びPDFデータで電子媒体（CD-R等）に納めて納品すること。
- ・部数：上記、紙媒体5部

- ・その他：日本酒の専門家の監修を受けること。

④その他、本業務の目的達成のために有効な業務

- ・本業務との連携により効果が見込める独自の提案があれば実施すること。

(2) 調査結果等をまとめたPR資料作成のための概要・骨格の作成

①全体的事項

- ・上記調査結果をもとに、県産日本酒の産地特性について、文化や歴史、あるいは科学的な見地から特性を表すPR資料作成のための概要・骨格を作成すること。
- ・海外で情報発信力のある専門家を対象に、わかりやすく説明できるものとする。

②言語

- ・日本語及び英語

③その他、本業務の目的達成のために有効な業務

- ・本業務との連携により効果が見込める独自の提案があれば実施すること。

6 業務実施体制

事業の実施にあたっては、山梨県との協議、ワイン組合や酒造協同組合等の関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。

(1) 業務実施責任者

- ① 受託者は、本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- ② 業務実施責任者は、企画立案・実施のほか、本業務従事者を十分指導して業務を実施させること。
- ③ 業務実施責任者は、調査場所の管理者や関係者との交渉、連絡調整を行うこと。
- ④ 業務実施責任者は、山梨県との連絡を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。
- ⑤ 業務実施責任者は、本業務を安全に実施できるよう管理を行うこと。
- ⑥ 業務実施責任者は、経費・事業内容等、山梨県から報告を求められた際は速やかに対応すること。
- ⑦ 受託者は、やむを得ない場合を除き、業務実施責任者を変更しないこと。
- ⑧ 受託者は、契約締結後速やかに業務実施責任者の氏名等を山梨県に通知すること。

(2) 業務従事者

- ① 業務従事者は、業務実施責任者とともに本業務に係る企画立案・調査業務等を行うこと。

- ② 業務従事者は2名以上とし、受託者は、契約締結後速やかに業務従事者の氏名等を山梨県に通知すること。

7 事業報告

(1) 事業成果の報告等

委託業務が終了したときは、委託契約業務完了報告書を、山梨県に提出するものとする。

(2) 事業成果の帰属等

- ①委託業務により受託事業者が制作した成果物及び業務中に制作した資料に関し、所有権に加え、意匠権を受ける権利、商標権を受ける権利、著作権等、全ての知的財産に関する権利は、すべて山梨県に帰属するものとする。
- ②委託業務より知り得た秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

8 留意事項

- (1) 委託業務を総括する責任者を置き、山梨県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 委託業務の遂行に際しては、「「美酒美県やまなし」テロワール確立事業業務委託に係る企画提案公募要領」に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合があること。
- (3) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。
- (4) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (5) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

9 その他事項

- (1) 委託業務の全部または委託業務Ⅰ、委託業務Ⅱのそれぞれ全てを一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に山梨県の承諾を得るものとする。
- (2) 委託業務に必要な資機材は、受託事業者が用意すること。
- (3) 受託事業者は、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の内容について山梨県と協

議することができるものとする。

- (4) 委託業務において制作したPR資材等の電子データを、山梨県が指定する方法により、成果物として提出すること。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項については、山梨県の指示に従うものとする。
- (6) 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、山梨県の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、山梨県と十分協議した上で実施するものとする。